

F51 121 N45

合衆國第八軍司令部發三八六三號

昭和二十年十二月四日

日本政府宛通牒

終戦連絡中央事務局経由

第八軍司令部官陸軍中將アイゼルハッカー代理

日本軍需測量製図設備ニ関スル件

日本政府ハ昭和二十年十二月五日迄ニ諸器具製作有、配布有

及ビ民間團體等ニ保出せラルル別表各項目ノ物品目錄ヲ

當司令部宛提出スヘシ 但レ内務省地理課保出スモノハ

之ヲ含メズ

又右目錄ハ保管セラレタル各項目ノ番號、品名、數量、所有有

ノ氏名、住所並ニソノ器具ノ所在ヲ示スモノトス

右依命ニ遵牒ス

身表

17. 16. 15. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1.

望遠鏡式指方規 容器並三脚器品共
 高度測量器及アネロイド晴雨計
 天体観測設備 即アストロラーブ六分儀八分儀及天頂儀
 自動計算器 バロメータ式、モンロー式、フライング式乃至ハ日本ノ同様ノ型式モ
 時間測定計
 比例分度器
 製作用器具 ホット型野外用乃至華語用組合セノモ
 縮肥型若クハ Y 字型水準器 測量器 三脚架及附屬品共
 縮回器械
 平板測量器 三脚器附屬品共
 プラニメーター (面積計)
 水準咫尺及視距標尺
 總テノ型式及大サノ計算尺
 反射鏡式並ニレンズ式実体鏡、拡大双眼鏡ノアルモ若シクハ無キモノ
 鋼鉄製直規
 鋼鉄製若シクハ マハル合金製巻尺 三十五センチ若シクハソレ以上ノモノ
 線子ノ型ノ経緯儀ノ度盛 又ミル目盛ノアルモノ
 現場用トランシット
 ガラス尺ノ製法 (有機可塑物製) 若シクハ鋼製三用定規
 フラミンチ